

事務連絡
令和3年2月26日

各都道府県
財政担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の解除都道府県に対する経過措置等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「協力要請推進枠」の制度内容及び運用上の留意点については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱について」（令和2年12月16日付事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について」（令和3年2月2日付事務連絡。以下「2月2日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金の取扱について」（令和3年2月26日付事務連絡）において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われ、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とされました。また、令和3年2月2日には、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長され、令和3年3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との4都県とすることとされました。

このことを踏まえ、臨時交付金の「協力要請推進枠」の算定について、緊急事態措置区域から解除された都道府県（以下「解除都道府県」という。）に対する経過措置等について、下記のとおり取り扱うこととします。なお、改正版の制度要綱等の詳細な資料は、近日中に別途通知します。

記

1. 解除都道府県に対する経過措置等

(1) 現在の取扱い等

緊急事態宣言の発出に伴い、緊急事態措置を実施すべき期間における交付限度額の算定に当たっては、1日あたりの協力金等の金額の上限を次のとおりとしている。

区域区分		上限額
緊急事態措置を実施すべき区域	20時まで（酒類提供時間は11時から19時まで）の営業時間短縮の要請等を行う場合	6万円
	上記以外の場合	0円 （ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に取り扱う）
その他の区域		当面、4万円（※）

（※）緊急事態宣言が全国で解除された場合は、2万円

(2) 解除都道府県に対する経過措置

今般、緊急事態宣言の区域変更等が行われたことに伴い、解除都道府県については、「緊急事態措置を実施すべき区域」から「その他の区域」に区分されることとなるが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）においては、「6）緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」として、

- ・「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」こと
- ・「法第24条第9項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう、引き続き要請すること。これらの要請に当たっては、引き続きできる限り個別店舗に対して働きかけを行うこと」
- ・「政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する」こととされていることを踏まえ、解除都道府県が、解除後も営業時間短縮要請等を実施する場合に、次のとおり経過措置を講じることとする。

ア 解除都道府県が、緊急事態措置区域から解除された日以降も、引き続き、営業時間短縮要請等を実施する場合に限って、1日あたりの協力金等の金額の上限を、「21時まで」の要請を行う場合は「4万円」、「21時より遅い時間まで」の要請を行う場合は「2万円」とすること

イ アの措置は、個別の解除都道府県が、緊急事態措置区域から解除された日以降、1ヶ月程度（3月末目途）の取扱いとすること

また、各都道府県ごとに、協力金の支給総額の「平均」が1日あたり4万円（又は2万円）を超えない範囲で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能とすることとする（従来の「上限額」としての単価から、「平均額」としての単価に変更。）。なお、この取扱いは、（1）の緊急事態措置が全国で解除された場合にも適用されるものとする。

（例（4万円の場合）：売上高等の事業規模に応じて、小規模事業者に2万円、中規模事業者に4万円、大規模事業者に6万円を支給 等）

（3）働きかけ活動等の推進

働きかけ活動等の推進については、2月2日事務連絡において、緊急事態措置区域として緊急事態措置を講じる団体は、「営業時間短縮の要請等に合わせた個別の施設に対しての働きかけを徹底する必要があることから、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化や個別施設への働きかけなど、働きかけ活動等の実施計画について、特措法担当大臣との協議の際に提出」していただくこととしたところ。

今般、解除都道府県で、（2）の経過措置を適用することとした団体については、引き続き、感染の再拡大を防止するため、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高いことから、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等を報告していただくこととする。

2. 営業時間短縮要請と業種別ガイドライン遵守状況について

今後、歓送迎会等の飲食の機会を伴う行事が集中する時期を迎えることも踏まえ、感染の再拡大が懸念される。したがって、こうした行事に対する自粛の呼びかけ等の注意喚起を行うことに加え、飲食の場における感染の伝播を防止するために、「業種別ガイドライン」の遵守、とりわけ、

- ・アクリル板の設置
- ・CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認
- ・会話時におけるマスク着用の徹底

等が重要である。

営業時間短縮要請等を段階的に緩和していくに当たっては、こうしたガイドラインの遵守状況（例えば、アクリル板設置の普及状況等）を踏まえて、各都道府県知事が適切かつ慎重に判断すること。

（照会先）

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・星・波賀野・上坂

直通 03（5501）1752

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03（6257）3086